

明石市行政オンブズマンの活動状況について

明石市法令遵守の推進等に関する条例第64条の規定に基づき、2019年(令和元年)中における明石市行政オンブズマンの活動状況について、下記のとおり報告いたします。

記

1 行政オンブズマン制度の概要

市民の市政に関する苦情を公正かつ中立的な立場で簡易迅速に処理し、行政の非違の是正等の勧告及び制度の改善を求めるための意見を表明することにより、市民の権利利益の擁護を図り、もって開かれた市政のより一層の進展と市政に対する市民の信頼の向上を図ることを目的とし、活動しています。

2 苦情申立ての受付状況

区分	オンブズマンへの苦情申立て	苦情申立書によらないオンブズマンへの相談	事務局への相談・問い合わせ
件数	3	0	6

※苦情申立1件、次年度へ継続

3 苦情申立ての処理状況

区 分		件 数
調査を終了したもの	1 苦情申立ての趣旨に沿ったもの	0
	2 市の業務に不備の無かったもの	1
	3 調査を打ち切り・中止したもの	0
	4 調査しないこととしたもの	1
調査継続中のもの		1

4 オンブズマンの発意に基づく調査の件数、内容及び処理の状況

2019年(令和元年)の調査件数 0件

5 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告

2019年(令和元年)の案件 0件

6 苦情申立ての事例

苦情申立ての内容	調査結果
(1) 筆界（境界線）確認について	
<p>10年前の山手幹線用地収用に際し、共有スロープの境界線を共有者と市担当者と確認した。しかし確認した境界線と異なる境界線が引かれ構造物が施工されていた。</p>	<p>山手幹線用地収用についての境界確認は、共有者とともに市担当者で行い署名されており、筆界（境界線）は、担当課が所有している筆界確認書の添付図面を確認するに、記載されているとおりであると考えざるを得ない。解決について筆界（境界線）の確定が必須だと思われるが、筆界が争われた場合は、調停や和解はできず、判決で確定せざるを得ないこと等に鑑みれば、オンブズマンが調査を行うことは相当でないと考え条例54条1項5号により、調査を行わないものとする。</p>
(2) 住民票の異動について	
<p>他市から親元へ転入の際、職員の指示に従い手続きをしたが、担当職員の間違った指示により親の介護保険料が増額となった。市役所が責任をもって訂正してほしい。</p>	<p>通常、住民異動届を受ける際、同居者と生計を同一にするか別世帯にするか届出人へ意向を確認する。苦情申立人の場合については、国民健康保険と介護保険が関係するケースであることから、届出人として来庁した次男に対し、国民健康保険と介護保険の部署につなぐ対応をしたものと考えられ、相談済欄にもチェックが入っており、受付を担当する職員が苦情申立人と同一の世帯に子として転入するよう指示したことはなく、届出人の意思によるものであると考えられる。転入手続きにおいて6係9名の聞き取りから「このようにした方がいい」といった指示をすることはなく、「同じ世帯に入った場合はこうなります」「別世帯の場合はこうなります」という説明の仕方をしていられるものと思われ市の転入届処理関係機関窓口の担当者が積極的な指示をするような事実は認められなかった。</p>